

●香川県広域水道企業団告示第6号

令和6年香川県広域水道企業団告示第5号（水道料金等の収納事務を取り扱う指定公金事務取扱者の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和2年香川県広域水道企業団告示第13号（水道料金等の徴収事務の委託）及び令和5年香川県広域水道企業団告示第13号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月27日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
収納事務	名称	所在地	指定をした日	収納事務	名称	所在地	指定をした日
略				略			
au PAY請求書支払い、PayPay請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayB、d払い請求書払い及び楽天ペイ請求書払いを利用した料金等の収納事務	略			au PAY請求書支払い、PayPay請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービス、LINE Pay請求書支払い、PayB、d払い請求書払い及び楽天ペイ請求書払いを利用した料金等の収納事務	略		
高松ブロック統括センターに係る水道料金（水道の使用に係る料金をいう。以下同じ。）並びに高松市、三木町及び綾川町から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務	第一環境株式会社 四国支店	香川県高松市番町二丁目17番15号	令和8年4月1日				
中讃ブロック統括センターに係る水	ヴェオリア・ジェネツ株式会社 中・四国支店	愛媛県松山市一番町一	令和8年4月1日				

道料金並びに丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務			丁目15番2号松山一番町ビル	
西讃ブロック統括センターに係る水道料金及び観音寺市から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務	三豊市上下水道工事業協同組合・フジ地中情報特定委託業務共同企業体	(代表者) 三豊市上下水道工事業協同組合 (構成員) フジ地中情報株式会社 四国営業所	香川県三豊市高瀬町上勝間2517番地 香川県観音寺市坂本町七丁目3-52	令和8年4月1日 令和8年4月1日
東讃ブロック統括センターに係る水道料金並びにさぬき市及び東かがわ市から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務	第一環境株式会社 四国支店		香川県高松市番町二丁目17番15号	令和8年4月1日
小豆ブロック統括センターに係る水道料金の徴収事務	第一環境株式会社 四国支店		香川県高松市番町二丁目17番15号	令和8年4月1日